

令和6年度 第2回長岡市地域公共交通協議会

資 料

長岡市地域公共交通協議会

令和7年2月21日(金)

1. 概要

山古志地域・太田地区の自家用有償旅客運送について、更新から3年を経過することから、引き続き更新登録を行うもの。(道路運送法第七十九条の五、第七十九条の六、道路運送法施行規則第五十一条の十)

2. 登録の内容

(1) 名称、住所、代表者の氏名

名 称：特定非営利活動法人 中越防災フロンティア
住 所：新潟県長岡市山古志虫亀3373番地1
代表者の氏名：理事長 田中 仁

(2) 登録番号

北新過 第5号

(3) 登録の有効期間

令和7年2月27日まで

(4) 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

(5) 路線又は運送の区域

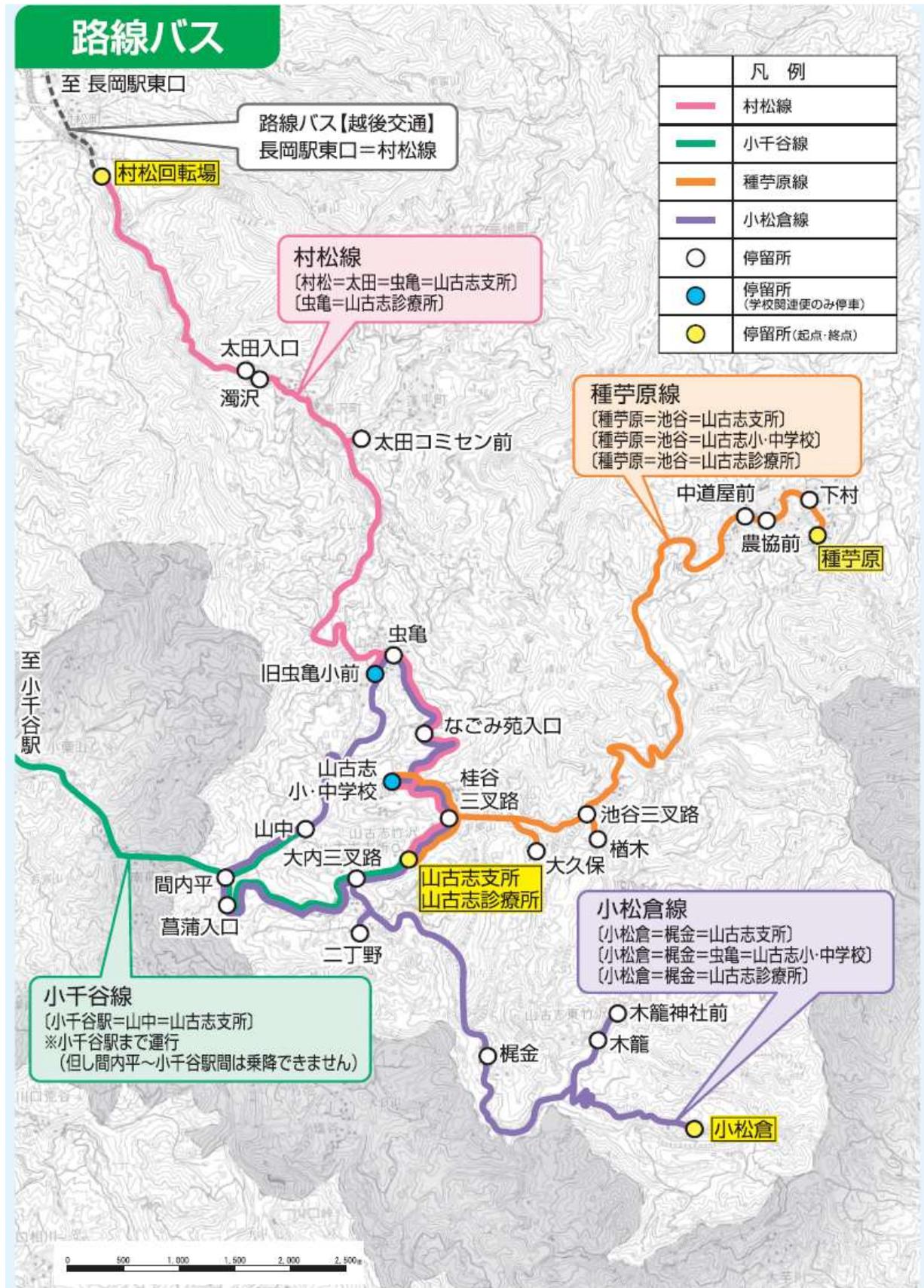
長岡市山古志地域・太田地区（次ページ運行ルート図のとおり）

(6) 旅客から收受する対価

- ・大人 : 200 円
- ・小学生 : 100 円
- ・未就学児 : 無料
- ・障がい者等 : 100 円
- ・回数券 : 100 円券 11 枚つづり 1,000 円
200 円券 11 枚つづり 2,000 円
- ・定期券

		乗り継ぎ無し		乗り継ぎ有り	
通勤 定期	大人	1ヶ月	7,900 円	1ヶ月	11,800 円
		3ヶ月	21,300 円	3ヶ月	31,800 円
	障がい者等	1ヶ月	3,400 円	1ヶ月	6,800 円
		3ヶ月	9,200 円	3ヶ月	18,400 円
通学 定期	中学生 高校生	1ヶ月	6,800 円	1ヶ月	10,200 円
		3ヶ月	18,400 円	3ヶ月	27,500 円
	小学生	1ヶ月	3,400 円	1ヶ月	6,800 円
		3ヶ月	9,200 円	3ヶ月	18,400 円

※参考：令和6年度運行ルート図



自家用有償旅客運送者登録証

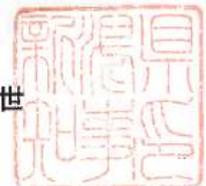
道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

- 1 登録番号
北新過第5号
- 2 登録の有効期間
令和7年2月27日まで
- 3 名称、住所、代表者の氏名
特定非営利活動法人 中越防災フロンティア
新潟県長岡市山古志虫亀3373番地1
理事長 田中 仁
- 4 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
- 5 路線又は運送の区域
長岡市山古志地域・太田地区
- 6 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあつては、協力事業者の氏名又は名称及び住所
- 7 登録に付す条件
なし

令和4年2月24日

新潟県知事 花角 英世



(年号) 年 月 日

新潟県知事 殿

名 称 特定非営利活動法人
中越防災フロンティア
住 所 新潟県長岡市山古志虫亀 3373 番地 1
代表者の氏名 理事長 田中 仁

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
特定非営利活動法人中越防災フロンティア
新潟県長岡市虫亀 3373 番地 1
理事長 田中 仁

2. 登録番号
北新過第5号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1	長岡市山古志支所	濁沢	村松回転場	12.3	
2	長岡市山古志支所	山中	小千谷	14.3	
3	長岡市山古志支所	池谷	種苧原	10.2	
4	長岡市山古志支所	梶金	小松倉	10.0	

(2) 運送の区域

区 域	備 考
新潟県長岡市山古志地域・ 太田地区	(1)の路線区間のうち、停留所以外でも乗降が可能

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 中越防災フロンティア	新潟県長岡市山古志虫亀3373番地1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
特定非営利活動法人 中越防災フロンティア	保有	5		0 (0)		/	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込	※		※ () ()		※	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
	合計	5		0 (0)			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

申請者の会員（会員の予定となる者を含む。）であって、道路運送法施行規則第49条第2号に規定する当該地域内の住民及びその親族、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者。
来訪者又は滞在者のうち、当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行うものではない者。

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

（必要に応じ関係資料を添付のこと）

均一運賃 （大人：200円 小人：100円 障害者等：100円

乗り継ぎ料金：100円）

9. （事業者協力型自家用有償旅客運送の場合）協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) 登録証
- (12) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (13) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類

長岡200さ2578
トヨタハイエース

自動車検査証記録事項		登録年月日	登録	車種	型式	車台番号
1. 基本情報		2020.08	2578	トヨタハイエース	トヨタ自動車株式会社	10000000000000000000
2. 所有者・保有者情報		株式会社 トヨタ自動車				
3. 車両情報		型式: C100F-7 燃料: ガソリン				
4. 検査結果		検査結果: 合格				
5. 備考		検査内容: 点検				

長岡200さ2579
トヨタハイエース

自動車検査証記録事項		登録年月日	登録	車種	型式	車台番号
1. 基本情報		2020.08	2579	トヨタハイエース	トヨタ自動車株式会社	10000000000000000000
2. 所有者・保有者情報		株式会社 トヨタ自動車				
3. 車両情報		型式: C100F-7 燃料: ガソリン				
4. 検査結果		検査結果: 合格				
5. 備考		検査内容: 点検				

長岡200さ2580
トヨタハイエースワゴン

自動車検査証記録事項		登録年月日	登録	車種	型式	車台番号
1. 基本情報		2020.08	2580	トヨタハイエースワゴン	トヨタ自動車株式会社	10000000000000000000
2. 所有者・保有者情報		株式会社 トヨタ自動車				
3. 車両情報		型式: C100F-7 燃料: ガソリン				
4. 検査結果		検査結果: 合格				
5. 備考		検査内容: 点検				

長岡200さ2581
トヨタハイエースワゴン

自動車検査証記録事項		登録年月日	登録	車種	型式	車台番号
1. 基本情報		2020.08	2581	トヨタハイエースワゴン	トヨタ自動車株式会社	10000000000000000000
2. 所有者・保有者情報		株式会社 トヨタ自動車				
3. 車両情報		型式: C100F-7 燃料: ガソリン				
4. 検査結果		検査結果: 合格				
5. 備考		検査内容: 点検				

(案)

様式第 1 - 5 号

令和 7 年 2 月 2 1 日

新潟県知事 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) 長岡市地域公共交通協議会

(対象市町村) 長岡市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和 7 年 2 月 2 1 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人 中越防災フロンティア

新潟県長岡市山古志虫亀 3 3 7 3 番地 1

理事長 田中 仁

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

長岡市山古志地域・太田地区 (添付運行ルート図のとおり)

(2) 旅客から收受する対価 (添付のとおり)

(3) 運送しようとする旅客の範囲 (添付のとおり)

6. その他特記事項

なし

令和 7 年 2 月 2 1 日

長岡市地域公共交通協議会

会長 長岡市都市整備部長 水島 正幸

1. 概要

令和6年6月26日付けで新潟運輸支局へ申請した「令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)に係る地域公共交通計画」(運行期間:令和6年10月1日~令和7年9月30日)について、内容の変更をするもの。

なお、記載内容については、今後の手続きにおいて、修正等が生じる可能性あり。

2. 変更内容

○地域公共交通計画申請

- ・運賃の見直しによる平均乗車密度、平均賃率の変更
- ・運行回数の変更
- ・運行系統の変更
- ・計画額の変更

○地域公共交通計画

- ・P75~78 「■補助路線に係る事業および実施主体の概要」

詳細資料は当日配付

1. 主要事業

※各事業については、別紙「参考資料」参照

- (1) 路線バス及び公共交通空白地有償運送（小国地域、川口地域、山古志地域・太田地区）の効率的な運行の検討
- (2) デマンド型乗合タクシーの運行継続（栃尾地域、和島地域、寺泊地域）
- (3) 意識啓発活動の推進（モビリティ・マネジメント）
- (4) 路線バスキャッシュレス決済導入支援
- (5) バスマちばの店舗拡大

2. 協議会の開催

- ・ 2回開催（6月、2月）予定
- ・ 必要に応じて地域分科会の開催

議決事項
第4号

令和7年度歳入歳出予算（案）について

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	R7年度 予算額 (A)	R6年度 予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	3,405,000	3,070,000	335,000	市負担金(内示額)
2 補助金	1 補助金	1 補助金	8,183,000	7,700,000	483,000	国補助金(内示額)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	0	0	
合計			11,588,000	10,770,000	818,000	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	R7年度 予算額 (A)	R6年度 予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	284,000	300,000	▲16,000	委員報酬、お茶代等
	2 事務費	1 事務費	50,000	50,000	0	印紙、振込手数料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	3,071,000	2,720,000	351,000	協議会運営業務委託 バスまちば事業
3 負担金	1 負担金	1 負担金	8,183,000	7,700,000	483,000	デマンドタクシー (栃尾・和島・寺泊)
4 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
合計			11,588,000	10,770,000	818,000	

(歳出予算：事業内容)

【令和6年度(C=2,720千円)】

- ・地域公共交通協議会運営業務委託(新公共交通システム勉強会含む)

【令和7年度(C=3,071千円)】

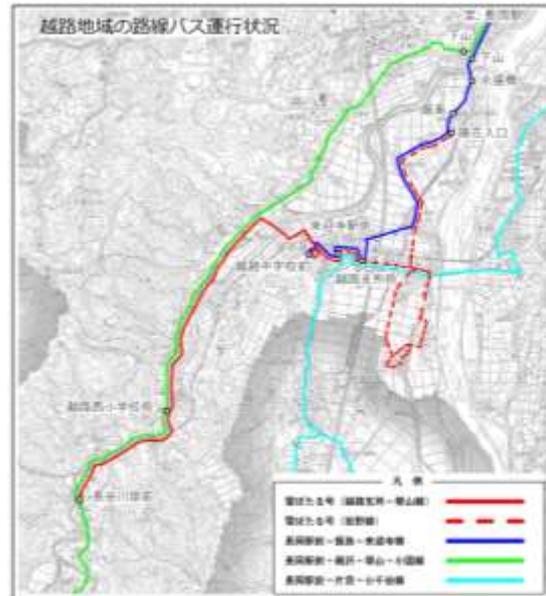
- ・地域公共交通協議会運営業務委託(新公共交通システム勉強会含む)
- ・バスまちば事業

※歳出3-1-1は、長岡市が補助するデマンド型乗合タクシーの負担金として支出する(長岡市特定財源として充当される)

1. 目的

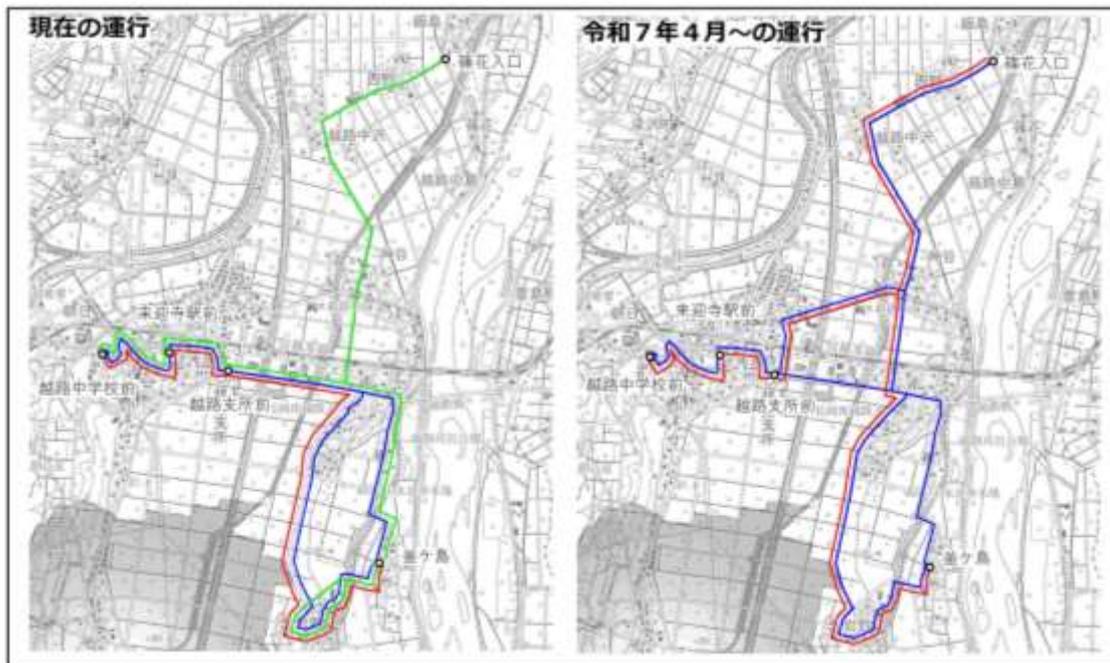
「雪ぼたる号」は越路地域内における公共交通空白地区の住民の利便性向上を目的に運行協力金路線として平成8年6月から運行している。

「長岡駅前＝飯島＝来迎寺線」が令和7年3月31日をもって路線廃止されることから、越路地域の移動手段を確保するために「雪ぼたる号（岩野線）」の運行内容を見直すもの。



2. 雪ぼたる号（岩野線）の運行内容

・運行経路



※時刻によって運行経路が異なります。（参考資料参照）

・運行期間

【現行】11月5日～3月31日

【変更後】通年運行

※現行、変更後とも毎週月曜日から金曜日まで運行。ただし、祝日及び12月29日～1月3日の間は運休。

3. 変更日

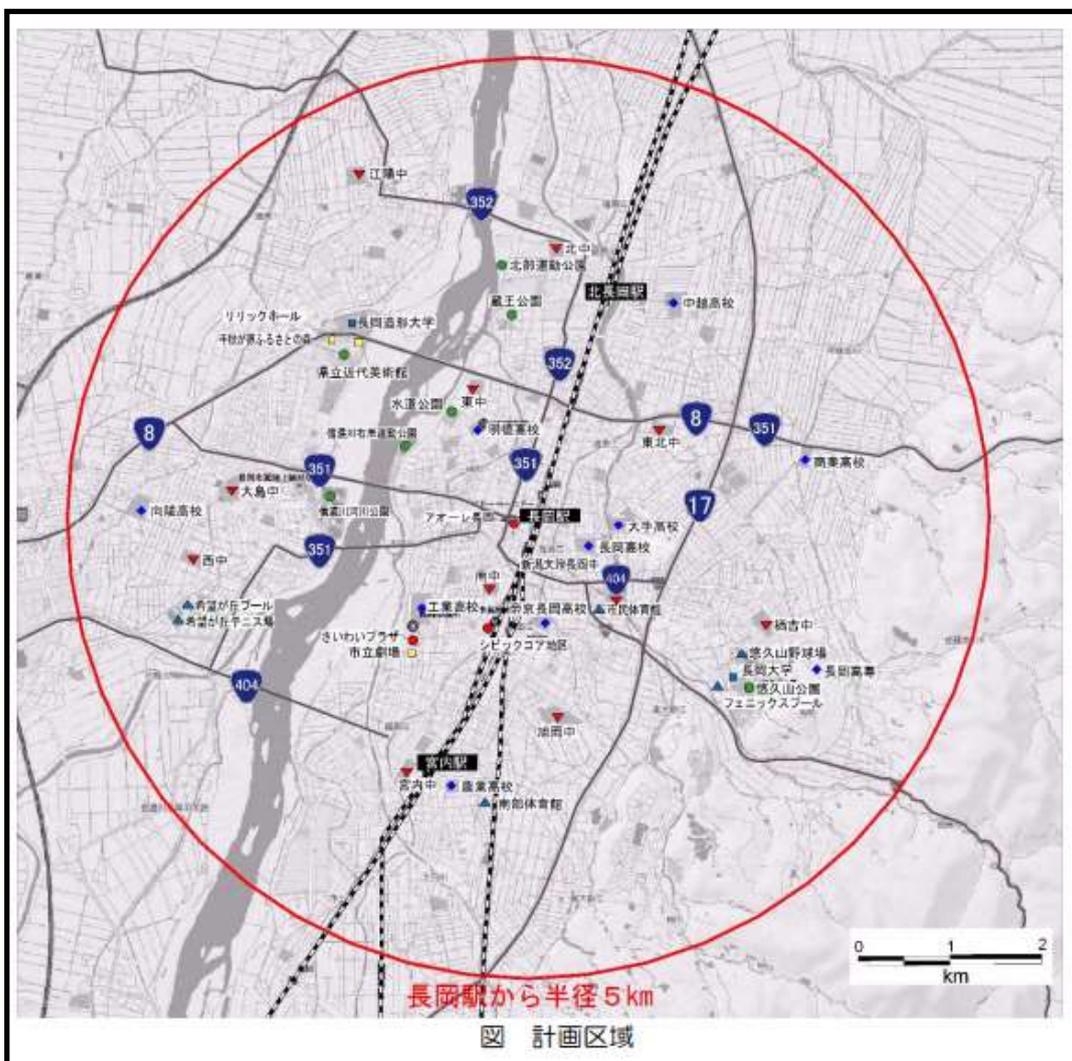
令和7年4月1日

1. 要旨

自転車通行空間の確保（ハード整備）と、自転車通行環境の周知・マナー啓発（ソフト事業）を併用することにより、総合的な自転車利用環境を整備することを目的とし、平成27年3月計画策定。計画期間は10年間であり、令和6年度が最終年度であるため、当初設定した数値について最終評価を実施した。

2. 計画の区域

長岡駅を中心とした半径5kmの範囲を計画区域とした。



3. 具体的な取組

- ① 自転車通行空間の整備（ブルーライン、ピクトグラム等の施工）
- ② 路上駐輪への対応（長岡駅大手口歩道上の駐輪）
- ③ 自転車利用マナーに関する啓発活動（警察署等の対応、意識啓発）

4. 推進体制

施策	推進体制		
	取組・検討事項	計画	実施
自転車通行空間整備	交通政策課	道路管理課	新潟県警
	道路管理課	長岡国道事務所	交通事業者
	土木政策調整課	長岡地域振興局	商店街・自治会等
	長岡国道事務所		
	長岡地域振興局		
路上駐輪への対応	道路管理課	道路管理課	新潟県警
	交通政策課	交通政策課	商店街・自治会等
	土木政策調整課		自転車利用者
自転車利用意識・啓発活動	市民活動推進課	市民活動推進課	長岡国道事務所
	交通政策課	道路管理課	長岡地域振興局
	道路管理課	交通政策課	新潟県警
	土木政策調整課		交通事業者
			自治会等
			中学校・高等学校
			自転車利用者

自転車ネットワーク計画 P21 参照

- 交通政策課 ⇒ 現在「都市政策課交通政策室・都市施設整備課」と読み替え
 市民活動推進課 ⇒ 現在「市民課」と読み替え

5. 評価

(1) アウトプット指標（活動指標）

取組項目		指標	計画策定（H27）	目標年次（R6）	最終評価（R6）	評価
自転車通行空間整備	ネットワーク路線の自転車通行空間確保	整備の進捗	0%	30%	30%	達成 (24.9km整備)
意識・啓発活動	街頭指導・広報	取組回数	3回/年	5回/年	10回/年	達成 (街頭指導8回、広報2回)
	セーフティーリーダーの育成	認定人数	170人	260人	213人 (R7.2.21)	未達成だが、数値は上昇している

(2) アウトカム指標（成果指標）

指標	計画認定（H27）	目標年次（R6）	最終評価（R6）	評価
歩行者と自転車の事故件数	0件 (H24)	0件	1件 (死者0人)	R6.1～12において、極めて少ない事故件数が保持されている
既設駐輪場の利用率	41.8% (H25)	↗	25.6%	路上駐輪台数を含めた、市街地の車両台数が減少していることも要因
路上駐輪台数 (路上駐輪台数/総台数の割合)	68%	58%	62%	割合が減少している事より、路上から自転車駐車場への誘導ができています

6. 今後の方針

- ・長岡市地域公共交通計画（R5.3策定）の施策7【事業7-3】に基づき、自転車利用環境の改善を継続。

■事業の実施状況

施策	事業内容	令和6年度実施状況			令和7年度 実施予定内容
		実施予定内容	評価	実施状況	
1. 基幹路線の維持及びサービスレベル向上	【1-1】基幹路線の維持 【1-2】基幹路線のサービスレベル向上	・サービスレベル向上策の検討及び公共交通事業者との調整	B	・市域間を跨ぐ基幹バス路線（小出-川口-小千谷線）について、小千谷市、魚沼市と協調補助を実施し、路線を維持。 ・運行協力金路線（中央環状線、宮内環状線）を見直し、運転人員を確保することで基幹路線を維持。	・サービスレベル向上策の検討及び公共交通事業者との調整
2. 地域内路線の維持及びサービスレベル向上	【2-1】地域内路線の維持 【2-2】地域内路線のサービスレベル向上	・デマンド型乗合タクシーの継続運行（栃尾、和島、寺泊） ・寺泊・和島地域では、生活交通事業委員会へ移行（生活交通検討委員会はR5解散）	A	・デマンド型乗合タクシーの継続運行（栃尾、和島、寺泊）。 ・寺泊・和島地域では、新たに生活交通事業委員会（委員7名）を立上げ、3回開催。課題整理及び周知方法の強化について協議。	・デマンド型乗合タクシーの継続運行。 ・寺泊・和島地域生活交通事業委員会の開催。 ・中之島地域生活交通検討委員会の立上げ。
3. 鉄道や高速バス路線の維持及びサービスレベル向上	【3-1】鉄道の維持及びサービスレベルの向上 【3-2】高速バスの維持及びサービスレベルの向上	・県や沿線自治体、交通事業者と連携しながら対策を検討	B	・新潟県鉄道整備促進協議会の越後線分科会において、R7に実施するキャッシュバックキャンペーンを検討。 ・上越・北陸新幹線直行特急実現期成同盟会、飯山線沿線活性化協議会において利用促進を実施（特急しらゆき旅行パック、飯山線幼児向け乗車切符企画）。	・県や沿線自治体、交通事業者と連携しながら対策を検討
4. 輸送資源の総動員による移動手段の確保	【4-1】さまざまな輸送資源の活用 【4-2】自家用有償運送の継続	・自家用有償運送の継続運行	A	・宮本コミュニティ推進会、長岡市ハイヤー協会と協議し、住民の買い物支援策として「宮本地区相乗りタクシー」を実施。 ・自家用有償運送の継続運行及び運行内容の見直し。 ・R5に引き続き、3地域（小国、山古志・太田、川口地域）合同の意見交換会を開催し、課題を共有化。	・相乗りタクシーの継続実施と効果検証 ・自家用有償運送の継続運行
5. 運転士等の確保	【5-1】運転士の魅力発信 【5-2】雇用の促進	・交通事業者と調整しながら適宜実施	A	・越後交通㈱が、「バス運転体験会&応募前相談会」を実施（後援：長岡市）	・交通事業者と調整しながら適宜実施
6. 利用促進	【6-1】公共交通の乗り方教室 【6-2】公共交通の周知・PR 【6-3】企業・市内大学等との連携による事業の推進 【6-4】転入者に対する公共交通の案内チラシ及びバス・タクシー利用券の配布	・利用促進を実施（乗り方教室、イベント活用等） ・ホームページ等を活用した情報発信	B	・越後交通㈱路線バスにおいて、夏休み期間小学生運賃が50円となるキャンペーンを実施。 ・小国地域の自家用有償運送の利用促進チラシを作成し、全戸配布。 ・長岡造形大学、市環境政策課と連携し、越後交通㈱のEVバス背面に大学生が制作した環境啓発のラッピングと、車内ポスターを掲示。 ・転入者の手続き時に「公共交通マップ」配布を継続実施。	・利用促進を実施（乗り方教室、イベント活用等） ・ホームページ等を活用した情報発信

※実施状況の評価 A：計画通り B：一部達成 C：検討中 D：未着手 -：評価が困難なもの（年度の定期的評価が難しいもの）

施策	事業内容	令和6年度実施状況			令和7年度 実施予定内容
		実施予定内容	評価	実施状況	
7. 自家用車から公共交通への転換促進	【7-1】パークアンドライド駐車場の整備 【7-2】イベント時等における公共交通利用の推奨 【7-3】自転車利用環境の改善	・自転車走行空間の整備 ・自転車走行の意識啓発 ・自転車ネットワーク計画の評価（H27～R6）	A	・自転車走行空間として、ブルーラインを0.3km整備（千歳3丁目～千手1丁目）。また、ピクトグラムを5.3kmの道路延長において整備。 ・歩道における自転車走行意識啓発のビジョン放映（大手通、アオーレ）を2回実施。 ・自転車ネットワーク計画の評価を実施。	・イベント時における公共交通利用の推奨 ・自転車利用環境の改善
8. バス待ち環境の改善	【8-1】バス停上屋の整備	・上屋整備費を補助（申請がある地域団体等）	A	・小国地域押切バス停の上屋整備費を補助。 ・店舗を活用した「バスまちば」事業を開始（ファミリーマート4店舗）。	・上屋整備費を補助（申請がある地域団体等） ・バスまちばの店舗拡大
9. 新しい技術の導入	【9-1】モバイル乗車券の導入 【9-2】新しい技術の導入に向けた勉強会の実施 【9-3】環境負荷の低減	・新しい技術の導入に向けた勉強会を実施	A	・新公共交通システム勉強会を2回実施（路線バスキャッシュレス決済、ライドシェア）。	・新しい技術の導入に向けた勉強会を実施 ・キャッシュレス決済導入支援
10. バリアフリーの促進	【10-1】バリアフリー車両の導入促進 【10-2】ヘルプマーク（カード）の認知度向上	・低床バス1台導入（市補助金にて支援）	A	・越後交通㈱の低床バス導入を支援（1台）。	・バリアフリー車両の導入促進 ・ヘルプマークの周知
11. わかりやすい情報提供	【11-1】市民への公共交通維持に対する意識づけ 【11-2】スマートフォン等を活用した情報提供	・「ながおかバスi」の活用と再周知	B	・R5作成した越後交通㈱路線バスのGTFSデータをGoogleマップに反映。 ・バスまちばを利用し、「ながおかバスi」を提携店舗内で周知。	・市民への意識づけ ・情報発信ツールを活用した情報提供

※実施状況の評価 A：計画通り B：一部達成 C：検討中 D：未着手 ー：評価が困難なもの（年度の定期的評価が難しいもの）